

## 開 会 の 宣 言

事務局

只今から令和3年6月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議 長

10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は10番磯永優二委員が欠席のため、11番山崎廣美委員と、12番森本一男委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

### 議案第1号

#### 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は4件でございます。「議案第1号、通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

11番委員

#### ■通り番1

通り番1について説明します。

譲受人の■■■さんと譲渡人の■■■■さんは、親戚同士との事ですが、■■■■さんは北九州市にお住まいで耕作管理ができないので、贈与ということになりました。

特に問題ありませんので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問

	<p>はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようでございますので、続きまして通り番 2 と 3 につきましては、続けて地元委員の説明をお願いします。</p>
<p>7 番委員</p>	<p>■ 通り番 2 通り番 2 と 3 について、説明します。 まずは、通り番 2 ですが、譲渡人の ■■■■ さんが耕作管理ができないので、■■■■ さんに贈与するというものです。場所は荒堀の集落の中の農地です。</p>
<p>7 番委員</p>	<p>■ 通り番 3 続きまして、通り番 3 をご説明します。 譲渡人の ■■■■ さんと ■■■■ さんは、非農家で耕作管理ができないので、■■■■■■■■ に売却するものです。場所は、市役所通りの唐揚げ大翔を少し下った左手にあります。 どちらも特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 1 号の通り番 2、3 について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようでございますので、続きまして通り番 4 について、地元委員の説明をお願いします。</p>
<p>2 番委員</p>	<p>■ 通り番 4 通り番 4 について、説明します。 譲渡人の ■■■■ さん、譲渡人の ■■■■ さんは、親子でございまして、同居している息子さんに贈与するものです。問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひします。</p>

議 長	議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について、通り番1から4は原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から4について原案通り可決いたします。
<p><b>議案第2号</b>  <b>農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について</b></p>	
議 長	続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	<p>今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。</p> <p>「議案第2号、通り番1から3を、議案書をもとに朗読」</p>
議 長	議案第2号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
6番委員	<p>■通り番1</p> <p>通り番1について、説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■さんの土地に■■■■■さんが、個人住宅を建てるというものです。■■■■■さんは、■■■■■さんの孫にあたります。</p> <p>今回は贈与ということで、特に問題もございませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>



議 長	議案第2号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から3は原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1から3について、原案通り可決し県に進達いたします。
<p><b>議案第3号</b>  <b>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</b></p>	
議 長	議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）ですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。
議 長	何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（所有権移転）について、原案通り承認してよろしいですか。
全 員	異議なし。
議 長	異議なしとのことですので、議案第3号については、原案

	<p>通り承認することといたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>議案第 4 号</b> <b>農業振興地域計画変更申請に対する意見の決定について</b></p>
議 長	<p>議案第 4 号について、今回差し替えがっておりますので、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>差し替えがありましたのは、通り番 1 についてです。照会元の農林水産課と行橋農林事務所の間で調整があり、面積が一部から全部に変更されております。</p> <p>変更の目的も特定建築条件付売買予定地に変更となっております。</p> <p>なお、変更事項については、既に地元委員へは説明済みですので、申し添えます。</p>
議 長	<p>議案第 4 号 農業振興地域計画変更申請に対する意見の決定についてですが、地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
議 長	<p>何かございませんか。無いようでございますので議案第 4 号の農業振興地域計画変更申請に対する意見の決定について、原案通り承認してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第 4 の意見決定については、除外相当として豊前市に回答いたします</p>

	<p><b>議案第 5 号</b></p> <p>令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、並びに令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について</p>
議 長	<p>続いて、議案第 5 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、並びに令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>『令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)』及び『令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)』について、資料をもとに説明。</p> <p>『令和 2 年度点検・評価(案)』及び『令和 3 年度目標、活動計画(案)』についてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第 5 号について事務局の説明が終わりました。これについて意見、質問等ございますか。</p>
8 番委員	<p>質問ですが、農地面積と耕地面積の違いはなんですか。</p>
事務局	<p>現況が田畑樹園地になっているものの面積が、農地面積と言ひ、耕地面積は、農地を耕作している面積となります。</p>
8 番委員	<p>8 頁の上段に現状の部分に農地面積が 1,756ha とあり、10 頁の遊休農地の現状に 1,823ha とありますが、同じ管内農地面積なのに数字が違うのはなぜですか。</p>
事務局	<p>これにつきましては、集計方法が違いまして、1,756ha は昨年の計画に挙げている農地面積で、遊休農地に関する数値は管内の農地面積に遊休農地面積 66.5ha を加えたものが、1,823ha となります。</p>

	<p>これらの面積等の数字につきましては、全国で統一された数字の挙げ方がありますので、それに基づいて計算しています。</p>
8番委員	<p>11頁にも管内の農地面積とありますが、10頁の管内農地面積という書き方は同じですが、面積が違うのはどういことですか。</p>
事務局	<p>1,756haに66.5haを加えると四捨五入して1,823haとなるかと思えます。</p>
8番委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、原案通り可決してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>評価及び活動計画について、審議、可決されましたので、(案)をはずしていただきたいと思えます。</p> <p>つきましては市のホームページなどに掲載し、農業者等より1年間意見を募集いたします。</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、6月の定例総会は終了いたします。</p>

閉 会 の 宣 言

10 時 30 分閉会を宣言する。